

住民福祉課

◆平成 25 年度 後期高齢者医療制度の保険料について

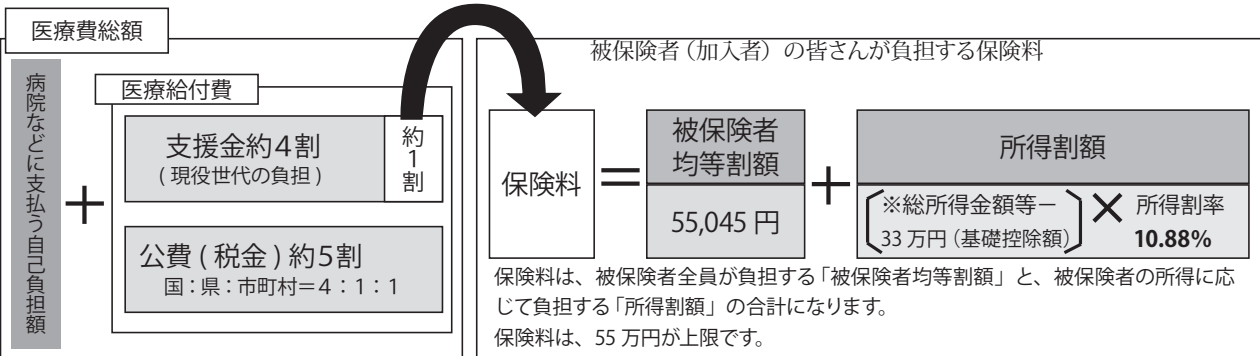
保険料は、平成 24 年中の所得金額と世帯（注1）の状況を基に算定を行い、決定します。

（注1）：「世帯」とは、平成 25 年 4 月 1 日時点の世帯（75 歳になる人、県外からの転入者などはその時点）を基準にしています。

被保険者（加入者）の皆さんへ

「平成 25 年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」を 7 月中旬にお届けします。

●保険料の決まり方（計算方法）



- ・保険料は、県内どの地域でも同じ基準で算定されます。
- ・保険料は、加入者一人一人にかかります。保険料率（被保険者均等割額、所得割率）は、2年ごとに見直されることとなっており、平成 24 年度に改定されています。
- ・総所得金額等とは、前年中の「公的年金等収入－公的年金等控除」、「給与収入－給与所得控除」、「事業収入－必要経費」等の合計額で、各種所得控除前の金額です。
- ・例えば、公的年金等の収入のみの人で、年額が 153 万円以下の場合は、総所得金額等は 33 万円以下となるため所得割額はかかりません。

■ 保険料の軽減について

●均等割額の軽減

平成 25 年度では、平成 24 年度の保険料軽減措置（被保険者均等割の 9 割・8.5（7）割（注 2）・5 割・2 割軽減）を継続して行います。

（注 2：原則は「7 割軽減」ですが、特例措置により「8.5 割軽減」となっています。）

均等割額 軽減割合	軽減後の均等割額(年額)	
	平成 25 年度	
9割軽減	5,504 円	同一世帯内の被保険者及び世帯主の 軽減対象所得金額(注3)の合計額 【33万円(基礎控除額)】以下で、かつ【被保険者全員 が年金収入 80 万円以下(その他各種所得がない)】
8.5(7)割軽減	8,256 円	【33万円(基礎控除額)】以下
5割軽減	27,522 円	【33万円(基礎控除額) + 24.5 万円×被保険者(世帯 主を除く)の数】以下
2割軽減	44,036 円	【33万円(基礎控除額) + 35 万円×被保険者数】以下

（注 3）：減対象所得金額は、基本的には総所得金額等と同じですが、公的年金等収入の場合、「公的年金等収入－公的年金等控除－15 万円」となるなど、例外があります。

●所得割額の軽減

総所得金額等が 91 万円以下（公的年金のみの場合は、収入額で 211 万円以下）の人は、所得割額が 5 割軽減となります。

●被用者保険（注 4）の被扶養者であった人の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日まで「会社などの健康保険の被扶養者」だった人は被保険者均等割額が 9 割軽減となります。また、所得割額はかかりません。

（注 4）：被用者保険とは、全国健康保険協会管掌保険、組合管掌健康保険、船員保険、共済組合をさします。国民健康保険・国民健康保険組合は該当しません。）

■ 保険料の減免制度について

災害や失業等により保険料の納付が困難となった場合は、保険料が減免できる場合がありますので、窓口へご相談下さい。

■ 8月から被保険者証が新しくなります

現在の被保険者証は、平成25年7月31日までの有効期限となっています。

8月1日から使用できる被保険者証（オレンジ色）の有効期限は、平成26年7月31日までの1年間となっており、7月下旬に役場から郵送します。

8月1日以降に受診される時は、新しい被保険者証（オレンジ色）を医療機関の窓口に表示してください。

7月31日までに新しい被保険者証（オレンジ色）が届かない場合は、窓口へお問い合わせください。

なお、保険料の滞納がある場合は、通常より短い有効期限の被保険者証を窓口でお受け取りいただくことがあります。

■ 被保険者証の自己負担割合をご確認ください

医療機関で受診する際の医療費の自己負担割合は、1割又は3割です。

毎年、8月に前年中の所得をもとに、今年8月から翌年7月までの1年間の自己負担割合の判定を行います。

自己負担割合は、同じ世帯の被保険者で村民税の課税所得が145万円以上（※）である場合には、3割となります。

ただし、村民税課税の所得が145万円以上であっても、次の①又は②に該当する場合は、役場窓口へ申請すれば1割の自己負担割合となります。

① 同じ世帯の被保険者が2人以上の場合

同じ世帯の被保険者全員の収入の合計額が520万円未満

② 同じ世帯の被保険者が本人のみの場合（次のア又はイに該当）

ア 本人の収入が383万円未満

イ 本人と同じ世帯の70歳から74歳までの人の収入の合計額が520万円未満

※村民税の課税所得が145万円以上であっても、前年の12月31日現在において、被保険者が世帯主であり、同じ世帯に合計所得金額が38万円以下である19歳未満の世帯員がいる場合には、世帯主である被保険者の市町村民税の課税所得から、16歳未満は1人当たり33万円、16歳以上19歳未満は1人当たり12万円をそれぞれ控除した後の額が、145万円未満となるときは、1割の自己負担割合となります。

■ 限度額適用・標準負担額減額認定証が8月に更新となります

現在、使用中の限度額適用・標準負担額減額認定証（以下、減額認定証と言います。）の有効期限は、平成25年7月31日になっています。

減額認定証をすでにお持ちの方で、平成25年度の村民税が非課税世帯の方には、8月1日からの新しい減額認定証を被保険者証とは別に7月下旬にお届けします。

【減額認定証とは】

村民税が非課税の世帯に該当する方が、入院または高額な外来診療を受ける際に、減額認定証を医療機関窓口に表示すると、医療費の自己負担限度額や、入院時の食費・居住費の負担が減額されます。

なお、新たに減額認定証の交付を希望する場合は、窓口での申請手続きが必要になります。

【申請に必要なもの】

被保険者証・印鑑・その他

（非課税証明書など収入額を証明するものや入院期間を確認できるものが必要になる場合があります。）

《 次ページ（P6）へ続く ⇒ 》

■ 特別徴収（年金天引き）から口座振替への変更できます。

特別徴収（年金天引き）は、申請することで口座振替に変更できます。

変更を希望する人は、7月31日（火）までに口座振替の申請を行うと、10月支給分の年金から天引きが中止され、口座振替による支払いへ変更になります。

ただし、これまでに保険料の滞納がある場合は、口座振替へ変更が認められないことがあります。

※年金天引きとなる人

年金受給額が年額 18 万円以上で、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金受給額の 2 分の 1 を超えない人

社会保険料控除について

後期高齢者医療保険料は、所得税及び住民税の申告のとき、社会保険料控除の対象となります。

特別徴収（年金天引き）から口座振替へ変更した場合、社会保険料控除は、口座振替で支払った人に適用されますので、世帯全体の所得税及び住民税の負担額が変わることがあります。

お問い合わせは

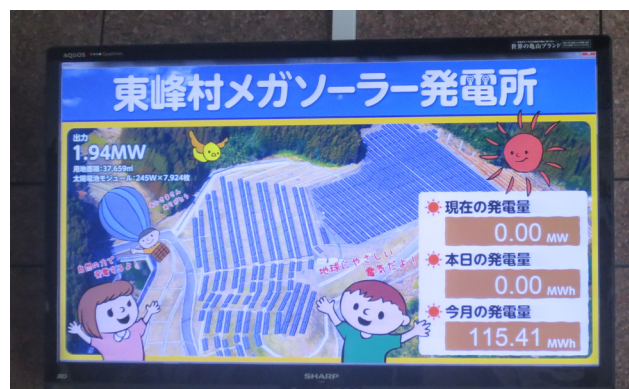
東峰村役場小石原庁舎 住民福祉課（電話：74 - 2311）まで
又は福岡県後期高齢者医療広域連合（電話：092651 - 3111）まで

総務課

◆メガソーラー発電モニターが設置されました

二坑ボタ山造成地に建設されたメガソーラー発電施設の発電量分かるモニターが、役場宝珠山庁舎の玄関（風除室右側壁面）に設置されました。

このモニターには、現在の発電量から今月の発電量まで表示されます。ご来庁の際には、ぜひご覧ください。



お問い合わせは

東峰村役場（宝珠山庁舎）総務課（電話：72 - 2311）まで

人の動き

東峰村（平成 25 年 6 月末現在）		前月比	あさくら地域（平成 25 年 6 月末現在）		前月比
人口	2,434	0	人口	88,876	-27
男	1,109	0	男	41,951	- 1
女	1,325	0	女	46,925	- 26
世帯数	918	2	世帯数	31,920	9

総務課**◆平成 25 年度 東峰村職員採用試験案内
(高校卒業程度試験)**

- 試験日 平成25年10月20日(日)
- 受付期間 平成25年7月16日(火) から平成25年8月30日(金)
 - 申込書持参の場合の受付時間
8:30~17:15(土曜・日曜は閉庁日のため受け付けておりません。)
 - 郵送の場合は8月30日(金) までの消印のあるものに限り受け付けます。

■試験の区分及び採用予定数等

試験区分	採用予定数	仕事の内容
一般事務	2人程度	村長事務部局又は教育委員会事務部局において一般の事務に従事します。

■受験資格

試験区分	受験資格
一般事務	昭和61年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者

※詳細については、本日配布しております『平成 25 年 東峰村職員採用試験案内』をご覧ください。

お問い合わせは

東峰村役場(宝珠山庁舎) 総務課 総務係(電話:72-2311)まで

企画振興課**◆「東峰村商工会プレミアム付商品券」発行のお知らせ**

- 発行日 : 8月1日(木) ~ 12月31日(火) ※完売をもって終了します。
- 有効期限: 8月1日(木) ~ 12月31日(火) まで
- 発行総額: 2,000万円(プレミアム分10%付) 販売
- 発行内容: 10,000円綴りと5,000円綴りの2種類を販売。(バラ売り無し)
 - ◎10,000円綴り
額面500円×12枚 + 額面1,000円×5枚 = 11,000円分
 - ◎5,000円綴り
額面500円×11枚 = 5,500円分
- 購入限度額: お一人様 20万円まで
- 商品券販売所: 東峰村商工会館小石原事務所、JA宝珠山支店
(上記2ヶ所の窓口で販売します。)

※詳しくは、全戸へ郵送されます「東峰村商工会プレミアム付商品券発行のお知らせ」のチラシをご覧ください。また、東峰テレビにおいても、商品券のお知らせを放送いたします。

お問い合わせは

東峰村商工会(電話:74-2121)まで



◆国民年金免除制度について



保険料免除制度・一部納付（免除）制度、若年者（30歳未満）納付猶予制度

- 経済的な理由等で国民年金の保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除される「保険料免除制度」があります。所得額により全額免除と一部納付制度に分かれますので窓口でご相談ください。
- 保険料の免除や猶予を受けず保険料が未納の状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。
 - ※ 学生及び任意加入被保険者の方は、対象外です。
 - ※ 学生の方で国民年金保険料を納付することが困難な場合は、学生納付特例制度をご利用ください。
 - ※ 保険料の免除制度には、退職（失業）による特例があります。

全額免除制度

◎保険料の全額（平成24年度・月額15,040円）が免除になります

全額免除された期間は保険料を全額納付したときに比べ、年金額が $1/2$ （平成21年3月までの免除期間は $1/3$ ）として計算されます。

※ 申請者ご本人のほか、配偶者及び世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。

※ 平成24年7月から平成25年6月分の申請については前々年（平成23年）の所得で審査を行います。

全額免除となる所得の“めやす”

前年の所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること
 $(\text{扶養親族等の数} + 1) \times 35 \text{万円} + 22 \text{万円}$

一部納付（一部免除）制度

◎保険料の一部納付、残りの保険料は免除になります

一部納付は3種類です。それぞれの納付額と年金額の計算は次のとおりです。

- 4分の1納付（保険料額 3,750円） → 年金額 $5/8$ （←平成21年3月以前は $1/2$ ）
- 2分の1納付（保険料額 7,490円） → 年金額 $6/8$ （←平成21年3月以前は $2/3$ ）
- 4分の3納付（保険料額 11,240円） → 年金額 $7/8$ （←平成21年3月以前は $5/6$ ）

※ 申請者ご本人のほか、配偶者及び世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。

※ 平成24年7月～平成25年6月分の申請については、前々年（平成23年）の所得で審査を行います。

（注）一部納付制度は、納付すべき保険料を納付されない場合、その期間の一部免除が無効（未納と同じ）となるため、将来の老齢基礎年金の額に反映されず、また、障がいや死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合がありますのでご注意ください。

一部納付となる所得の“めやす”

前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること

- 4分の1納付 → 78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
- 2分の1納付 → 118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
- 4分の3納付 → 158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

若年者納付猶予制度

◎申請により保険料の納付が猶予

保険料免除制度の所得審査は、申請者本人のほか配偶者・世帯主の所得も審査の対象となるため、一定以上の所得がある親（世帯主）と同居している若者は、保険料免除制度を利用することができません。

他の年齢層に比べて所得が少ない若年層（20歳台）の方が、保険料免除制度を利用することができず、将来、年金を受け取ることができなくなることを防止するため、申請により保険料の納付が猶予され、保険料の後払いができる制度が「若年者納付猶予制度」です。

Point1

本人と配偶者の所得のみで所得要件を審査

若年者納付猶予は、申請者本人と配偶者の前年所得が審査の対象です（申請時期によって前々年の所得で審査を行う場合があります）。

所得基準は、全額免除と同じです。

※（扶養親族等の数+1）×35万円+22万円

Point2

障害・遺族基礎年金を受け取ることができます

万一障害を負ってしまったときに障害基礎年金が受け取れます。

⇒ 納付猶予の期間は、障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取るために必要な受給資格期間にカウントされます。

※不慮の事態が生じた月の前々月以前の1年間に保険料の未納期間があるときは、これらの給付を受け取ることができない場合があります。

Point3

猶予された期間は、年金額に反映されません

納付猶予期間は、将来受け取る年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されませんので、次ページ記載の保険料の追納（後払い）をご利用ください。

免除手続き（申請）について

◎東峰村役場の住民福祉課の窓口へ申請することになります。

■受付期間 平成24年7月から平成25年6月までの期間の保険料免除等申請の受付は、平成25年7月31日（水）までになります。平成25年7月から平成26年6月までの期間の保険料免除等申請の受付は、平成25年7月から平成26年7月末までになります。

■必要なもの 印鑑、年金手帳、失業した場合は雇用保険離職票または雇用保険受給資格者証
前年（または前々年）所得を証明する書類
（前年または前々年の1月1日時点で東峰村に住所がなかった場合）

※国民年金保険料の免除申請の手続きが簡素化され、全額免除と若年者納付猶予の承認を受けられた方が（一部納付の方は除く）、翌年度以降も引き続き免除または猶予の申請を希望される場合には、申請書の所定の欄に「○」印を付すことにより、次の年改めて申請書を提出する必要がなくなり、申請手続きの負担が軽減されます。

※失業者もしくは震災、風水害または火災による損害を受けたことを理由とした全額免除申請及び若年者納付猶予、若しくは一部免除申請の場合は、毎年の申請が必要となりますので、ご注意ください。

※所得要件の審査は、市町村民税の申告内容をもとに行いますので、所得申告を忘れずに行ってください。

この保険料免除等の申請を行うと、東峰村長に対して申請者ご本人、配偶者、世帯主の前年又は前々年の所得状況の証明を求め、その証明内容を年金事務所に提出することに同意したことになります。

次ページへ続きます。

通常、これらの書類を添付する必要はありませんが、1月1日（※）時点の住所と申請時点の住所が住所変更により異なる場合は、現在の住民票を登録している東峰村において前年（前々年）の所得を証明することができないため、前住所地の市区町村長から前年（前々年）の所得証明の交付を受けこの申請書に添付するか、または申請書にこれに相当する記載を受ける必要があります。

※申請する月が1月から6月までの間である場合には、前々年所得の証明が必要となるため、前年の1月1日の住所地が基準となります。

※免除等のサイクル（始期と終期）は、7月から翌年6月までです（すべての市区町村において前年所得の証明が可能となるのが7月以降であるため）。このため、免除等の承認を受けている方が引き続き免除の申請をされる場合は、できる限り7月に申請をされるようお願いします。

※申請日が1月から6月までの場合は、前年7月から6月までの期間を対象として審査します。ただし、7月に申請する場合に限って、前年7月から前月の6月分までの期間（前サイクル分）についても申請することができます。7月に前サイクル分の免除等も申請される場合は、申請書を2枚提出されるようお願いします。

なお、保険料全額免除または若年者納付猶予（一部納付を除く）が承認された方が、申請時に翌年度以降も申請を行うことをあらかじめ希望（申請書の申請者記入欄の「はい」に○を付けてください）された場合は、翌年度以降は、あらかじめ申請を行わなくても、継続して申請があったものとして自動的に審査を行います。

保険料の追納について

- 保険料の免除や若年者納付猶予を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。
- 上記の期間は、10年以内（例えば、平成23年4月分は平成33年4月末まで）であれば、さかのぼって納めることができ、年金額を満額に近づけることができます。（追納といいます。）
- 保険料の免除若しくは納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。
- なお、平成24年度中に追納する場合の加算額を含めた具体的な追納額は、下の表のとおりとなります。

免除等の承認を受けた年度の保険料を平成24年度に追納する場合の額

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除	(当時の月額)
平成15年度の月分	14,860円	—	7,430円	—	(13,300円)
平成16年度の月分	14,640円	—	7,320円	—	(13,300円)
平成17年度の月分	14,690円	—	7,350円	—	(13,580円)
平成18年度の月分	14,750円	11,050円	7,370円	3,680円	(13,860円)
平成19年度の月分	14,780円	11,080円		3,690円	(14,100円)
平成20年度の月分	14,890円	11,170円		3,720円	(14,410円)
平成21年度の月分	14,970円	11,220円		3,740円	(14,660円)
平成22年度の月分	15,240円	11,420円		3,800円	(15,100円)
平成23年度の月分	15,020円	11,260円	7,510円	3,750円	(15,020円)
平成24年度の月分	14,980円	11,230円	7,490円	3,740円	(14,980円)

追納加算額はありません

※保険料の追納には納付書が必要です。納付書の発行は申込みが必要ですので、南福岡社会保険事務所・東峰村役場住民福祉課まで、お問合せください。

後納制度が始まります！

国民年金制度は、20歳から60歳に到達するまでの40年間に国民年金保険料を納めていただくことで満額の老齢基礎年金を受給することができます。

しかしながら、保険料を納められなかった期間がある場合や資格取得などの届出忘れにより国民年金の資格期間がない場合には、将来の年金が少なくなったり、年金そのものが受給できなくなってしまうこと（保険料納付や免除等の合計が25年（300月）未満の場合）があります。

このような事態を避けるために、昨年、法律が改正され、平成24年10月1日から、国民年金保険料の納めることができる期間が過去2年から過去10年に延長となる後納制度が始まります。

具体的には、平成14年10月分以降の納められなかった保険料を納めることができるようになります。

過去10年以内の未納保険料を納めていただくことで、将来の年金額を増やしたり、年金の受給権にかなげることができるようになります。

本年8月以降に日本年金機構から郵送されるお知らせをご覧ください、ご自身の年金記録をねんきんネットでご確認ください。

(注)

ただし、既に老齢基礎年金の受給権をお持ちの方は、納めることができませんので、ご注意願います。

なお、後納保険料を納付するためには事前にお申し込みいただき審査させていただくことになります。審査の結果、後納制度による納付をご利用いただけない場合があります。

詳しくは、下記「国民年金保険料専用ダイヤル」またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

注：後納保険料を納付できる期間は、平成24年10月1日から平成27年9月30日までの3年間です。



お問い合わせは『年金保険料専用ダイヤル』へ！！

0570-011-050

<受付時間> 月～金曜日 午前8：30 ～ 午後5：15

ただし、月曜日 午後7：00まで延長（月曜日が休日の場合は火曜日）

第2土曜日 午前9：30 ～ 午後4：00

（祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。）

※ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内 通話料金でご利用いただけます。

ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

※「03-6731-2015」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

※「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。

免除制度の申請及び、お問い合わせ先は…

東峰村役場 小石原庁舎 住民福祉課（74-2311）
宝珠山庁舎 総合窓口（72-2311）